

男女共同参画計画 新規施策

■新体系

基本目標	施策	施策の方向		取り組み	担当課
1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	1-1 人権の尊重	①人権に関する啓発活動の推進	1	市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。	社会福祉課
		②人権教育の推進	1	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	社会福祉課
			2	12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。	社会福祉課、学校教育課、高齢福祉課
		③人権相談窓口の充実	1	奇数月（第2水曜日）に人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。	社会福祉課
	1-2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	①広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	生涯学習課
		②男女共同参画に関する講演会等の開催	1	男女共同参画社会の実現をテーマに、講演会等を開催し、市民の理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図ります。講演会等の企画、運営については、清須市男女共同参画えみの会や女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により、企画運営を行います。	生涯学習課
		③広報物のガイドライン活用	1	市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。	人事秘書課、生涯学習課
	1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校等における男女平等を推進する教育の充実	1	学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課
			2	子どもを指導する立場である教職員等に対しても意識啓発を図ります。	学校教育課
		②男女共同参画に関する学習機会の充実	1	市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。	生涯学習課

基本目標	施策	施策の方向		取り組み	担当課
2 男女共同参画の拡大 政策・方針決定過程へ	2-1 市におけるポシティブアクションの推進	①附属機関、委員会等への女性委員登用の推進	1	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。	全課
			2	女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	全課
		②女性の管理職への登用	1	個人の適性や能力を踏まえ、女性職員の管理職員への登用を促進します。	人事秘書課
	2-2 女性のエンパワメントへの支援	①人材の育成と確保	1	女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。	生涯学習課

基本目標	施策	施策の方向		取り組み	担当課
3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	3-1 家庭や地域における男女共同参画の促進	①家庭生活における男女共同参画の促進	1	家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。	子育て支援課、生涯学習課
			2	男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進します。	生涯学習課
			3	男女がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設を改善します。(※具体的には、男性用トイレへのベビーベッドの設置など)	財政課
		②地域活動等への参画の促進	1	男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。	高齢福祉課、生涯学習課
			2	町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域における様々な地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。	高齢福祉課、生涯学習課
	3-2 防災分野における男女共同参画の促進	①防災分野への女性の視点の盛り込み	1	自主防災会などの地域における防災の取り組みに対し、女性の視点を取り入れることができるよう支援します。	防災行政課
2	避難所などの場所において女性の安全が確保されるよう配慮したり、女性の視点から考えられる備蓄品などを整備します。		防災行政課		

基本目標	施策	施策の方向		取り組み	担当課
4 男女がともに働きやすい就業環境の実現	4-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。	産業課
			2	就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。	産業課
		②仕事と家庭・地域生活との両立の支援	1	保育サービスをはじめとする子育て支援サービスや介護サービス等の充実を行います。	子育て支援課、高齢福祉課
			2	育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者に働きかけを行います。	産業課、子育て支援課
			3	ファミリー・フレンドリー企業への登録を促進します。	産業課、子育て支援課
	4-2 雇用の分野における男女平等の推進	①男女の均等な雇用機会の確保と推進	1	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。	産業課
			②農業・自営業者における労働環境の改善	1	農業や自営業に従事する家族従業者（主に妻）の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。
		2		協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	産業課
	4-3 女性のチャレンジ支援	①職業能力の向上や再就職への支援	1	関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。	産業課、生涯学習課

基本目標	施策	施策の方向		取り組み	担当課
5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり	5-1 安心して生活できる福祉サービスの充実	①高齢者の自立の支援	1	介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、また、総合事業の実施により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	高齢福祉課
		②障がい者の自立の支援	1	障がい者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。	社会福祉課
		③ひとり親家庭への支援の充実	1	ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実を図ります。	子育て支援課
		④外国人女性への支援	1	在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。	子育て支援課、生涯学習課
	5-2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①男女の健康づくりへの支援	1	女性のための検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を普及します。	健康推進課
			2	働き過ぎによるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の普及を行います。	健康推進課
			3	性別や年齢に応じて市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。	健康推進課
			4	地域において自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダー育成の支援をします。	健康推進課
		②母子の健康づくりへの支援	1	妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。	健康推進課
			2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を提供します。	健康推進課、学校教育課
			3	妊婦とその夫に対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を普及します。	健康推進課
			4	子どもが健康的に過ごせるための知識の普及・健康な生活習慣の実践を啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	健康推進課、子育て支援課

基本目標	施策	施策の方向		取り組み	担当課	
6 あらゆる暴力の根絶	6-1 DVの防止に向けた情報提供や啓発	①暴力根絶のための啓発の充実	1	主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。	子育て支援課	
			2	児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。	産業課、社会福祉課、子育て支援課、高齢福祉課	
			3	被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。	子育て支援課	
		②若年層に対する予防啓発	1	若い男女間で起きているデートDVに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。	子育て支援課、学校教育課	
	6-2 相談・連携体制の整備・充実	①相談体制の整備・強化	1	相談員への研修機会の充実確保し、相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の二次被害を防止します。	子育て支援課、学校教育課	
			②相談業務の周知・啓発	1	広報紙、市HPなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。	人事秘書課、産業課、社会福祉課、子育て支援課、高齢福祉課
			③連携体制の充実	1	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	全課
	6-3 被害者に対する支援の推進	①一時的な保護、支援の実施	1	被害者を一時的に保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	子育て支援課	
			②自立支援体制の確立	1	DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。	子育て支援課